

救急医療を守ろう!!

医療機関・救急車の適正利用!
急患医療センター、電話相談の活用を!

正しい救急車の利用をお願いします。
救急車以外に搬送手段がない、緊急
に医療機関で、診察や処置をしなけれ
ばならない場合は、迷わず救急車を要
請して下さい。

問 保健推進課 地域医療対策室
28-6157
安全・危機管理課
28-6933

休日や夜間に平日の昼間と同じような感覚で、安易に救急外来を受診する軽症患者により、医師の負担が増え、重症患者への対応に支障をきたす可能性が生じています。

このままでは、病院の医療スタッフが疲弊し、適切な医療を提供できなくなる恐れがあり、そくならないために「愛媛の救急医療を守る143万人の県民運動（愛救143運動）」を実施しています。

これは医療機関や救急車の適切な利用を、みなさん一人ひとりに心掛けていただき取り組みですので、「協力を」とお願いします。

9月の日は救急の日、救急車の正しい利用に「協力」を。

○田頃から「かかりつけ医」を持ち、医療スタッフに感謝の気持ちを持って受診しましよう。

○健康診断や検診などにより、病気の予防や早期発見に努めましょう。

○家庭で薬を常備しましょう。

平成27年の救急出動は3592件で、一日あたりになると約10件となっています。また、搬送者のうち、軽症者が約4割を占めています。

軽症者や緊急性のない人が救急車を利用することにもなりかねません。本当に救急車を必要とする人のために、

受診に当たつての心掛け

○診療には、医師以外にも検査技師、

28・9119 (消防本部)

市サービス 消防署の音声案内



○当番医案内
23・5990 (テレガイド)

○「いの」の病院へ行けば良いか分から

小児救急医療電話相談
#8000 (携帯電話やPSTN) 回線の場合)
089・913・2777 (ダイヤル回線の場合)

毎日19時～翌朝8時
回線の場合は、
お、診療を受けた翌日は、「かかりつけ医」または「専門の医療機関」で治療や検査を受けただせ。

http://www.qq.pref.ehime.jp/kt.asp
携帯
県医療対策課
089・912・2449

市サービス 消防署の音声案内

○当番医案内
23・5990 (テレガイド)

○「いの」の病院へ行けば良いか分から